

## 社会保険料が変更されます

平成 28 年 9 月分の社会保険料より厚生年金保険料率の改定および今年度の算定基礎届に基づく標準報酬月額の変更が行われます。

### 1. 厚生年金保険料率の改定

平成 28 年 9 月からの厚生年金保険料率は以下のとおりです。

健康保険料率および介護保険料率の変更はありません。



給与から控除する社会保険料は、事業所様の控除月に併せて「保険料額表」に基づいて控除をお願い致します。

### 2. 標準報酬月額の変更

平成 28 年 9 月からの標準報酬月額について、次のとおり見直しが行われます。

#### 【原則】

今年度の算定基礎届の結果に基づく標準報酬月額への変更  
(4月5月6月の給与平均額)

各被保険者の標準報酬月額については年金事務所から送付されてくる標準報酬決定通知書に記載の標準報酬月額を確認ください。

#### 【例外】

次の場合には、算定基礎届の結果に基づかない標準報酬月額となります。

給与の改定に伴い月額変更届を提出したもののうち、7月~9月分の標準報酬月額より変更となった場合  
6月1日以降に入社した場合

の場合、算定基礎届の結果ではなく、各月額変更届の結果に基づく標準報酬月額となります。

の場合、資格取得した際に届け出た標準報酬月額となります。

#### < 上記1および2の社会保険料控除月 >

- 社会保険料を当月支払給与から控除している事業所様
- 社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様

9月支給の給与から変更

10月支給の給与から変更

### 3. 平成28年9月以降に支給する賞与の社会保険料計算方法

賞与から控除する9月以降の社会保険料の計算は以下のとおりです。

今回、健康保険料率・介護保険料率・雇用保険料率についての変更はございません。

#### 健康保険料

手順 総支給額の1,000円未満を切り捨てます。

(例) 185,500円の場合は185,000円となります。

1,000円未満を切り捨てた金額に 5.075% を乗じます。

(例) 185,000円 × 5.075% = 9,389円

#### 介護保険料 (40歳以上65歳未満の方から控除します。)

手順 総支給額の1,000円未満を切り捨てます。

(例) 185,500円の場合は185,000円となります。

1,000円未満を切り捨てた金額に 0.79% を乗じます。

(例) 185,000円 × 0.79% = 1,461円

#### 厚生年金保険料

手順 総支給額の1,000円未満を切り捨てます。

(例) 185,500円の場合は185,000円となります。

1,000円未満を切り捨てた金額に 9.091% を乗じます。

(例) 185,000円 × 9.091% = 16,818円

#### 雇用保険料 (4月1日時点で64歳以上の方は控除の必要はありません。)

総支給額に 一般の事業は 0.4%、建設の事業 0.5% を乗じます。

・一般の事業 (例) 185,500円 × 0.4% = 742円

・建設の事業 (例) 185,500円 × 0.5% = 928円

(雇用保険料を算出する際は総支給額の1,000円未満を切り捨てる必要はありません。)

#### <賞与計算上の注意点>

□ 円未満の端数に関して、社会保険料については50銭以下切り捨て、50銭を超えた場合は切り上げて1円となり、雇用保険料については50銭未満切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

□ 9月に支給する賞与等の一時金は、社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様でも厚生年金保険料率の変更をする必要がありますので、ご注意ください。

#### 【topics】資格取得時に届け出る住所は住民票登録地が必要となります。

平成28年9月以降に社会保険を資格取得する場合、年金事務所に届け出る住所は市区町村に登録している住民票の住所地であることが必要となります。

そのため、事業主様におかれましては、従業員の入社の際に住民票の写しを受領するなど、確実に住民票上の住所地を確認することが必要となります。

文責 上伊南 大介

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。

また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。